

大阪市告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のように市道の路線を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月6日

大阪市長 横山英幸

路線名	旧 新 別	起 終 点
淀川区第805号線	旧	淀川区加島3丁目1020番の2地 同 区同 416番地
	新	淀川区加島3丁目1020番の2地 同 区同 416番地 (別紙参考図1参照)

淀川区第2005-03号線	旧	淀川区加島3丁目402番の1地 同 区同 418番地
	新	淀川区加島3丁目402番の2地 同 区同 418番地 (別紙参考図1参照)
淀川区第2005-08号線	旧	淀川区加島3丁目417番の2地 同 区同 417番の2地
	新	淀川区加島3丁目417番の2地 同 区同 417番の1地 (別紙参考図1参照)
淀川区第2024-01号線	旧	淀川区加島3丁目406番地 同 区同 110番の3地
	新	淀川区加島3丁目406番地 同 区同 110番の3地 (別紙参考図1参照)

淀川区第2024-02号線	旧	淀川区加島3丁目112番の1地 同 区同 405番地
	新	淀川区加島3丁目405番地 同 区同 405番地 (別紙参考図1参照)
平野区第2001-15号線	旧	平野区瓜破東8丁目114番地 同 区同 119番地
	新	平野区瓜破東8丁目110番地 同 区同 119番地 (別紙参考図2参照)

(建設局総務部管財課)